

会 議 録

会議の名称	小金井市名誉市民選考委員会（第1回）
事務局	企画財政部広報秘書課秘書係
開催日時	平成20年3月21日（金）午前10時00分～午前11時20分
開催場所	小金井市役所議会応接室（本庁舎3階）
出席者	委員長 渡辺 嘉二郎 委員 副委員長 佐久間 良子 委員 委員 石黒 めぐみ 委員 須内 勝子 委員 山崎 美樹 委員 増田 章夫 委員 村越 政雄 委員 佐藤 容子 委員 欠席委員 天野 久美子 委員
事務局	広報秘書課長 小林 美都江 広報秘書課長補佐兼秘書係長 前島 賢 広報秘書課秘書係主任 深草 智子
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	—
傍聴不可等の理由等	名誉市民条例第7条9項により、原則として公開しない。
会議次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介 5 議題 (1) 委員長の互選及び委員長職務代理者の指名について (2) 委員会での席次の決定について (3) 会議録の取扱いについて (4) 名誉市民の選考について ア 名誉市民条例、名誉市民条例施行規則について イ 他市の名誉市民の状況等について ウ 質疑 (5) 次回委員会の議題及び開催日について 6 閉会
会議結果	別紙のとおり
会議資料	資料1 小金井市市民参加条例（抜粋） 資料2 小金井市名誉市民条例、同条例施行規則 資料3 名誉市民に関する調べ

会 議 結 果

- 事務局 : 平成19年度第1回名誉市民選考委員会を始めます。
- 事務局 : 開催が第1回のため、委員長の互選がされていません。委員長が決定するまでの間、事務局が進行役を務めます。手元の次第にそって進行します。
- 市 長 : あいさつ
- 〔市長より委嘱状の交付 委嘱期間平成20年3月21日から平成22年3月20日まで〕
- 事務局 : 本日は第1回委員会なので、各委員の自己紹介をお願いします。
なお、本日、天野委員は所用のため欠席です。
- 石黒委員 : 自己紹介
- 須内委員 : 自己紹介
- 山崎委員 : 自己紹介
- 佐久間委員 : 自己紹介
- 渡辺委員 : 自己紹介
- 増田委員 : 自己紹介
- 村越委員 : 自己紹介
- 佐藤委員 : 自己紹介
- 〔事務局の紹介〕
- 事務局 : それでは、議題に入ります。
はじめに「(1) 委員長の互選」を議題とします。委員長の選出方法について説明します。
名誉市民条例施行規則第2条により、委員長は委員の互選により定めることとなっています。立候補か、推薦される方がいましたらお願いします。
- 増田委員 : 先程の自己紹介を伺い渡辺委員を推薦します。
- 村越委員 : 私も増田委員と同意見です。
- 事務局 : 渡辺委員の委員長への推薦がありました。他に意見はありますか。なければ、渡辺委員を委員長に決定することで意見はありませんか。
- 〔各委員より意見、異議なし〕
- 事務局 : 異議がありませんので委員長を渡辺委員にお願いします。
- 〔各委員拍手〕
- 事務局 : 渡辺委員、委員長席をお願いします。
- 事務局 : 以上をもちまして、委員会の進行については、委員長と交代します。
- 委員長 : あいさつ
委員会規則により、職務代理者を指名します。佐久間委員いかがですか。
- 佐久間委員 : なるべく委員長に休まないでいただけたら。
- 〔各委員拍手〕
- 委員長 : ありがとうございます。よろしくをお願いします。
- 事務局 : 市長と企画財政部長は退席します。
- 委員長 : 「(2) 委員会での席次の決定について」を議題とします。

現在の配置について事務局に説明を求めます。

事務局 : 現在の席次は、名簿に基づき事務局で配置しました。

名簿は委員会規則の規定順で、同一規定の委員につきましては、五十音順です。

委員長 : いかがですか。市で決めたこの席次でよろしいですか。なにか意見等がありましたらお願いします。

〔各委員より意見等なし〕

委員長 : 無いようですので、席次はこのとおりとします。

委員長 : 次に「(3) 会議録の取扱いについて」を議題とします。

名誉市民の選定は名誉なことですが、名誉市民の称号の取消しの職務もあり、個人情報に係わる部分があるため、会議録については一定の配慮に従って取扱わなければいけないと思っています。

概要について、事務局から説明を求めます。

事務局 : 資料1 小金井市市民参加条例（抜粋）に基づき説明。

本委員会は候補者名や経歴等個人情報を扱うため、非公開に該当する委員会ですが、会議録はプライバシーに配慮した形で公開する必要があります。

事務局としては、市民参加条例施行規則第5条第1項第2号の発言者の発言内容ごとの要点記録とし、プライバシーに配慮し要約した会議録の作成を考えています。

委員長 : 本委員会は名誉市民条例第7条第9項に原則として公開しないとなっているので公開しない。

会議録は事務局の説明で、この委員会は個人情報を扱うため市民参加条例施行規則第5条のうち3つの選択肢があり、事務局の提案は(2) 発言者の発言ごとの要点記録、さらにプライバシーに配慮し要約した会議録を作成するという事ですがいかがですか。

〔各委員より意見等なし〕

委員長 : 会議録にはプライバシーに配慮し、要約した会議録として作成することとします。

次に「(4) 名誉市民の選考について」を議題とします。

事務局から、基準と、選考方法について名誉市民条例、同条例施行規則、他の名誉市民の状況について説明を求めます。

事務局 : ・各市の条例制定状況等の説明

・名誉市民条例の説明

・条例・規則の要点説明

委員長 : 今日の主要な議題のテーマは名誉市民の選考にあたってです。意見等がありますか。

名誉市民条例第1条と第2条の目的や条件に示されている基準では、選考の基準をどこに置くかが難しいと考えます。

他市の名誉市民に関する資料を参考にすると、小金井市の名誉市民をどのレベルに合わせるのかをどこで議論すればいいのか。

市制50周年で名誉市民が0人というのも寂しい。皆さんの意見はありますか。

市としてガイドラインなどはありますか。

事務局 : ありません。

次回の委員会では、具体的な候補者名を挙げ市長から諮問をする予定です。
 次回は諮問された候補者が、名誉市民に適切かどうかの議論になると考えています。

委員長 : 具体的な候補者が挙がってから議論するより、今回少し議論したほうが良いと思います。

事務局 : 少し補足します。本条例の他に功労者褒賞条例があります。
 名誉市民というのはそこで表彰する人よりも、ランクが上という取扱いになると思います。功労者褒賞条例で表彰される方は、市政に貢献した方、公益上功労顕著な方、善行者にして模範に足りる方などが対象となります。

また、名誉市民は他市、他府県で名誉市民を受けた方でも、小金井市の名誉市民になり得ます。小金井市民だけではなく市に縁故の深い方も対象となるため、その方の生まれた自治体等で褒賞や名誉市民を受けている場合もあります。

委員長 : 資料3を見ると市によって特色があります。
 市として、参考にする予定の自治体はありますか。

佐藤委員 : 名誉市民は何名というのがありますか。

事務局 : 人数は規定していません。

佐藤委員 : 選ばれた方は、行事に招待など何か具体的なことを予定していますか。

事務局 : 市が主催する行事等への招待等です。

委員長 : 条例で、市の公の式典への招待、死亡の際のとき相当の礼をもってする弔意、その他市長が必要と認めた待遇です。
 市から、この方について審議してほしいという諮問が委員会に出される。
 市は自信のある方を諮問するので、一般論では議論のしようがないという事ですね。

佐藤委員 : レベルや分野を広く視野に入れておいて選考に入るとして、特にこの分野をというのがありますか。

増田委員 : 庁内で検討委員会や、推薦するシステムはありますか。

事務局 : ありません。

増田委員 : それでは市長が中心となって。

事務局 : 市長から出された方について選考するのがこの委員会の趣旨です。

増田委員 : その方をこの委員会で審議するという事ですね。

委員長 : 市としては、名誉市民を多数にするのか、何年かに1人くらいにするのか、ポリシー等がありますか。

事務局 : 基本的には5周年ごとと整理していますが、それ以外の時期に名誉市民にふさわしい方がいた場合などのために、年1回委員会を開催できる予算を措置しています。

委員長 : 市長の諮問を受けて答申するという事は、市長の諮問は、個別具体的な方の諮問なので、ここが推薦するという事ではないのですね。

増田委員 : 諮問を受けて答申するという事ですね。

委員長 : 市長の諮問は、具体的な名前が挙がってこの方がふさわしいかどうか検討する。

事務局 : 仮に、この方が名誉市民ならこちらの方はどうか等の意見は、市長に報告しますが、基本的には市長の諮問された方について審議してください。

佐藤委員 : 複数の推薦者の中から選考するというよりは、諮問された方について審議するという事ですね。

事務局 : 諮問する際は、本委員会に調書を提出します。
2名諮問したら1名に絞らなければならないのではなく、3名諮問したら3名について審議します。

委員長 : それぞれの方について個別に審議し、結果として全員適当である場合もあれば、全員適当ではないという事も理論的にはあり得る。

杓子定規に判断するのではなく、いろいろな視点から総合的に評価してゆくという事になるので結構大変ですね。

第2条で市民が尊敬するに値するという言葉があります。本委員会として、答申を出す場合は答申理由書が必要ですね。

事務局 : 答申された方については、認められる具体的な理由や意見などを答申書に載せる予定ですが、まだ具体的には決まっています。

副委員長 : 諮問するときには、理由をしっかりと付けてくると思うので、それが妥当かどうか審議するという事だと思います。

事務局 : 市議会へ同意案件として出すときは、皆さんからの意見は付さずに意見は市長に報告します。

同意案件の内容は、本人の名前や住所や功績等、大体2枚仕立てで、表紙が1枚あり、2枚目に本人の住所や功績等を掲載することになると思います。

委員長 : 市として多数の名誉市民をつくるのか、何年かに数人にするのかは、それは市の意向や市長の考えで、本委員会は出された案件について妥当かどうか議論し、答申を出し、名誉市民に推挙する理由は書かない。

委員会で出来るだけしっかりした議論をして市長へ答申する。

今日は条例と規則を確認したという事でよろしいですか。

〔各委員了承〕

委員長 : (4)の議題まで終了しました。

最後に「(5) 次回委員会の議題及び開催日について」を議題とします。

事務局 : ・次回委員会の議題について説明

・次回の開催日について説明

委員長 : 意見等ありましたらお願いします。

〔各委員の都合等を聴取し日時の調整を行い、次回の委員会開催日時を決定した。〕

委員長 : 本日の議題の次回委員会日程は決まりました。

次回の議題は、候補者が諮問され、条例に基づいて審議するという事でよろしいですか。

〔各委員から意見等なし〕

委員長 : これをもちまして、第1回名誉市民選考委員会を終了します。

事務局 : 連絡事項です。

・本委員会の名簿は、小金井市公式ホームページの審議会等の情報に委員氏名、選出

区分、任期が公開されています。

・会議録については、次回の委員会の開催前に各委員に送付しますので、内容を確認のうえ、修正等の有無を事務局までお知らせください。

修正版を次回委員会で配布し承認していただく予定です。

詳細は、原案を送付するときの通知に記載します。

委員長 : ありがとうございました。

資料 1

小金井市市民参加条例

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開
- (2) 広報紙等の拡充
- (3) 情報公開施設の拡充
- (4) 通信等情報伝達手段の充実

小金井市市民参加条例施行規則

(非公開の会議)

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

資料 2

○小金井市名誉市民条例

小金井市名誉市民条例

平成19年12月21日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、広く社会文化の進展に功績のあった者に対して、その功績をたたえ、もって市の社会文化の興隆に資することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第2条 市民又は市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、学術、技芸その他広く社会文化の興隆に寄与し、その功績が特に顕著で、市民が尊敬するに値するものに対し、この条例の定めるところにより小金井市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

(名誉市民の選定)

第3条 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第4条 名誉市民には、名誉市民証を贈るとともに、その旨を小金井市報、小金井市ホームページ等で公表し、顕彰するものとする。

(待遇)

第5条 名誉市民に対しては、次の待遇をすることができる。

- (1) 市の公の式典への招待
- (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰
- (3) その他市長が必要と認めた待遇

(称号の取消し)

第6条 市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失い、市民の尊敬を得なくなつたと認めるときは、市議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

(小金井市名誉市民選考委員会)

第7条 名誉市民の公正な選考に資するため、小金井市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、必要な協議を行い、答申するものとする。

- (1) 名誉市民の選定に関すること。
- (2) 名誉市民の称号の取消しに関すること。
- 3 選考委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。
 - (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 3人以内
 - (2) 学識経験者 2人以内
 - (3) 文化、商工、福祉又は教育の分野に関する団体の代表者 各1人以内

4 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

5 選考委員会に、委員長を置く。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 選考委員会の会議は、原則として公開しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「	男女平等推進審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

を

「	男女平等推進審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
	名誉市民選考委員会	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

に改める。

名誉市民に関する調べ

市名	市制施行日	条例制定年月日	議会の同意日	表彰年月日	名誉市民氏名(敬称略)	受章理由(功績)概要	名誉市民数(人)				辞退者数等(人)
							市長	議員	その他	計	
八王子市	T6.9.1	S26.12.1	S26.11.28 S50.3.6	S26.11.30 S50.4.3	西川正治(物理学者) 瀧井孝作(俳人、小説家)	文化勲章受章者 文化功労者等受賞			2	2	
立川市	S15.12.1	S41.12.17	S43.3.30	S43.5.1	中嶋舜司	地方自治の進展と立川の発展	1	(1)		1	
武蔵野市	S22.11.3	S36.6.23	S37.9.24	S37.11.3	北村西望(彫刻家)	文化勲章受章者	1		11	12	
			S37.9.24	S37.11.3	天野貞祐(哲学者)	文部大臣、文化功労者					
			S42.9.21	S42.11.3	朝永振一郎(物理学者)	ノーベル物理学者					
			S55.7.4	S55.8.30	荒井源吉	初代市長					
			H4.9.24	H4.11.3	丹羽文雄(作家)	文化勲章受章者					
			H4.9.24	H4.11.3	長倉三郎(物理化学者)	同上					
			H4.9.24	H4.11.3	杉村隆(癌生化学者)	同上					
			H9.9.9	H9.11.3	小田稔(宇宙物理学者)	同上					
			H9.9.9	H9.11.3	伊藤正男(脳神経生理学者)	同上					
			H14.9.6	H14.11.3	山崎倫子(医師)	北町高齢者センター所長					
H19.9.4	H19.11.3	西島和彦(物理学者)	文化勲章受章者								
H19.9.4	H19.11.3	篠原三代平(経済学者)	同上								
三鷹市	S25.11.3	S27.1.1	S27.1.15		武者小路実篤(作家)	文化勲章受章者	1	(1)	3	4	
			S33.1.17		山本有三(作家・戯曲家)	社会文化の興隆					
			S55.9.30	S55.11.3	鈴木平三郎(元市長)	市の発展、市民生活の向上					
			H17.9.14	H17.11.3	福王寺法林(日本画家)	文化勲章受章者					
青梅市	S26.4.1	S30.9.1	S30.9.28	S30.11.3	川合玉堂(日本画家)	日本画壇の最高峰			2	2	1 ※吉川氏については、生前辞退。逝去後贈呈
			S37.9.11	S37.9.11	吉川英治(作家)	社会文化の興隆					
府中市	S29.4.1	S33.4.1	S49.9.25	S49.10.5	児玉九十(明星学苑長)	学校教育功労	2		2	4	
			S55.3.29	S55.3.29	矢部隆治(前市長)	自治功労					
			H2.9.3	H2.9.30	中城イマ(多摩同胞会理事長)	社会福祉功労					
			H16.9.27	H16.11.3	吉野和男(前市長)	自治功労					
調布市	S30.4.1	S55.5.10	S55.5.10	S55.5.10	本多嘉一郎(前市長)		1			1	
町田市	S33.2.1	H9.6.26		H10.2.1	畦地梅太郎(版画家)	市への自作版画寄贈			2	2	
				H10.2.1	白洲正子(随筆家、評論家)	読売文学賞、東京都文化賞受賞者					
小平市	S37.10.1	S47.9.13	S47.9.25	S47.10.1	平櫛田中(彫刻家)	芸術文化の興隆に寄与	2	(1)	1	3	
			S57.9.9	S57.10.1	小川睦郎(前市長、都議会議員)	地方自治発展に献身					
			S61.9.3	S61.10.1	大島宇一(町議会議員、市長)	地方自治発展に尽くされた					
東村山市	S39.4.1	S55.3.31	H3.11.28	H3.12.24	太田芳郎(大学教授)	社会体育の発展	1		1	2	
			H16.12.1	H16.12.21	熊木令次(前市長)	市政進展					
清瀬市	S45.10.1	H7.7.1		H7.10.1	澁谷邦蔵(村会議員、市長等)	市政貢献	1	(1)		1	
多摩市	S46.11.1	S46.11.1	H13.9.11	H13.11.1	臼井千秋(市議会議員、市長)	市議会議員、市長	1	(1)		1	